

「定期縛りなし」注意を

スマートフォンなどで買い物できるネット通販の利用者は増え続けています。興味を引く広告がたくさん表示され、その手軽さから表示をよく確認せず安易に注文し、トラブルになるケースが後を絶ちません。

▼スマホに、シワが一瞬で消えるという1万円美容クリームが「お試し500円」「2回目は送れません」との動画広告で表示され、興味を持ち注文した。しばらくすると、2回目と思われる商品と約2万円の請求書が送られてきた。ショップに連絡すると、高額な解約料の請求を告げられ困っている。(50代・女性)

▼SNS(交流サイト)に「縛りなし」と広告表示された特別割引価格の育毛剤を注文した。商品が届き、代金の1900円はコンビニ後払いで支払った。翌月、身に覚えのない荷物が届き、受け取りを拒否した。だが後払い決済業者から1万5千円の請求書が届いた。荷物は育毛剤の2回目だった。育毛剤も手元になく支払いたくない。(70代・男性)

消費生活センターには「定期縛りなし」や「回数縛りなし」という広告を見た消費者が「1回限り」と思って注文したところ、実は定期購入の契約だったという相談が寄せられています。「定期縛りなし」とは「いつでも解約できる定期購入」の意味であることが多く、注意が必要です。

注文時に定期購入でないことを確認するためにも必ず「最終確認画面」で、契約条件および解約の条件などを確認しましょう。また不実の表示や消費者を誤認させるような表示であった場合には、申し込みの意思表示を取り消せる場合があります。その際、広告画面や最終確認画面のスクリーンショットを残しておく、後で証拠になります。

岐阜県県民生活相談センターの消費生活相談窓口では、訪問販売や電話勧誘販売、マルチ商法などでのトラブルや、身に覚えのない請求などの相談を電話、または面接で受け付けています。

電話：058-277-1003

月～金曜日 8:30～17:00

土曜日 9:00～17:00(電話相談のみ)

消費者ホットライン：☎(局番なし)188番(いやや!)

※188番は、お近くの市町村または県の相談窓口につながります。